

令和7年度 第7回教育本部理事会

令和7年（2025年）5月29日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>563 公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項</p> <p>1. 公認スノーボード検定員規程第9条第1項に定める公認スノーボード検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財) 全日本スキー連盟スノーボード検定員クリニック××会場」と称する。</p> <p>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</p> <p>4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>6. クリニック年度は、本連盟年度とする。</p> <p>7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</p> <p>(1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスノーボードA級検定員資格が有効な者</p> <p>(3) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。</p> <p>(4) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。</p> <p>8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。</p> <p>(1) 実技（運営能力）</p> <p>①運営スケジュール</p> <p>②斜面選定</p> <p>③傷害防止対策</p> <p>④その他運営に関すること</p> <p>(2) 実技（判定能力）</p> <p>視覚による評価の実施（映像資料の利用を含む）</p> <p>9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参</p>	<p>563 公認スノーボード検定員クリニック開催基準要項</p> <p>1. 公認スノーボード検定員規程第9条第1項に定める公認スノーボード検定員クリニック（以下「クリニック」という。）は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）が主催し、加盟団体主管のもとに行い「(公財) 全日本スキー連盟スノーボード検定員クリニック××会場」と称する。</p> <p>2. 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>3. クリニックの会場は、参加者の所属する加盟団体によらず、自由に選ぶことができる。</p> <p>4. クリニックを主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。</p> <p>5. クリニックを主管する加盟団体は、10月末日までに開催日程、会場、責任者及び主任講師を本連盟へ提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任講師の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。</p> <p>6. クリニック年度は、本連盟年度とする。</p> <p>7. クリニックは、責任者立会いのもとに、次の各号に掲げるとおり運営する。</p> <p>(1) クリニックの責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者</p> <p>(2) <u>A級検定員</u>クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスノーボードA級検定員資格が有効な者</p> <p><u>(3) B級検定員クリニックの主任講師は、主管加盟団体長が委嘱したスノーボードA級検定員資格が有効な者。講師は主管加盟団体長が委嘱したスノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資格が有効な者</u></p> <p><u>(4) C級検定員クリニックの主任講師及び講師は、主管加盟団体長が委嘱したスノーボードA級検定員又はスノーボードB級検定員資格が有効な者</u></p> <p>(5) クリニックは1単位とし、実技での実施を原則とする。</p> <p>(6) 1単位の研修時間は2時間を原則とし、欠単位がある場合は、クリニック修了を認めない。</p> <p>8. クリニックは、次の各号に掲げる要領による。</p> <p>(1) 実技（運営能力）</p> <p>①運営スケジュール</p> <p>②斜面選定</p> <p>③傷害防止対策</p> <p>④その他運営に関すること</p> <p>(2) 実技（判定能力）</p> <p>視覚による評価の実施（映像資料の利用を含む）</p> <p>9. 本連盟は、従来のクリニック理論に相当するeラーニングを補助的な教材として作成し、SNS等を利用し、検定規定、基準等の解説やその他必要な情報発信を行う。クリニック参加者は、参</p>	<p>スキーの表記に合わせ、級ごとにクリニックの主任講師及び講師の資格を規定。B級のクリニックの講師はB級でも可能とした。但し主任講師はA級とした。またC級のクリニックの主任講師及び講師はB級でも可能とした。</p> <p>以下カッコ数字繰り下げ</p>

<p>加前にeラーニングを視聴する。</p> <p>10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムで、主管加盟団体に申し込む。</p> <p>11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。</p> <p>12. クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める研修会参加料とする。</p> <p>13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>令和3年9月27日 制定、令和3年11月1日 施行 令和5年7月5日 改正</p>	<p>加前にeラーニングを視聴する。</p> <p>10. クリニックの参加希望者は、開催要項に示された期日までに、本連盟会員登録システムで、主管加盟団体に申し込む。</p> <p>11. クリニックを主管する加盟団体の報告責任者は、事業終了後3週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席登録を行う。</p> <p>12. クリニック参加料は、各種公認・登録等料金一覧表に定める研修会参加料とする。</p> <p>13. この要項の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>令和3年9月27日 制定、令和3年11月1日 施行 令和5年7月5日 改正 <u>令和7年5月29日 改正</u></p>	
---	---	--